

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	芦生田	農業振興地域内の農用地区域	%							
		1 国道144号線沿		純 2.8	純 8.7					
		2 上記以外の地域		純 2.6	純 8.5					
		上記以外の地域								
		1 奥間								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり275円以上のものについてはその評価額を275円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.0	純 8.9	純 6.1	純 5.6		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中 3.8	中 13	中 7.9	中 7.9		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 2.7	純 8.9	純 6.1	純 5.6		
い	今井	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		純 3.3	純 7.1					
		2 上記以外の地域		純 3.2	純 7.0					
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿	30	1.1	中 4.5	中 9.0	中 6.4	中 5.2		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.4	純 7.1	純 5.0	純 3.9		
お	大笹	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		純 7.0	純 9.1					
		2 上記以外の地域		純 5.5	純 8.1					
		上記以外の地域								
		1 三本松、大原、南木尻								
		(1) ニイガタサンハウス分譲地								
	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり219円以上のものについてはその評価額を219円とみなして右の倍率を適用する	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2			

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
お	大笹	。)	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
		(2) 寿産業分譲地									
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり312円以上のものについてはその評価額を312円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1			
		(3) 上記以外の地域									
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり261円以上のものについてはその評価額を261円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0			
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 6.8	純 9.1	純 9.4	純 9.4			
		2 上記以外の地域									
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中 8.5	中 13	中 11	中 11			
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 8.6	純 6.4	純 6.4			
		大前	農業振興地域内の農用地区域								
	1 国道144号線沿			純 6.8	純 14						
	2 上記以外の地域			純 4.0	純 7.7						
	上記以外の地域										
	1 細原										
	(1) 大蔵屋開発分譲地(プリンスランド)										
	イ 7次地区(県道大笹・北軽井沢線より南側の地域)										
	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり677円以上のものについてはその評価額を677円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0				



市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大前	イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり240円以上のものについてはその評価額を240円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.5	純 13	純 9.4	純 9.4		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中 8.5	中 19	中 11	中 11		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.2	純 7.8	純 5.5	純 5.5		
		か	門貝	万座温泉	40	1.1	純 5.1	純 8.9	純 5.2	純 5.8
鎌原	鎌原	上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 9.3	純 5.2	純 6.4		
		農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、 浅間・白根火山ルート(有料道路)沿			純 6.0	純 8.9				
		2 上記以外の地域			純 4.6	純 8.8				
		上記以外の地域								
		1 大カイシコ								
お	大前	(1) 三井不動産、第一観光開発分譲地								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり379円以上のものについてはその評価額を379円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.3	—	—	中 7.3	中 7.3		
		(2) 紀州鉄道分譲地								
お	大前	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり378円以上のものについてはその評価額を378円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.4	—	—	中 7.4	中 7.4		
		(3) 日本興業管理地区								



市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 1439番地のうちの次の枝番地 1、106、198～206、 209～216、219～226、 230～235、243、250～ 252、272、276、277、 281、299～301、310、  314、317、336、337、 339、340、342～351、 358、360～371、414、 425  山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり301円以上のも のについてはその評価額を301 円とみなして右の倍率を適用する 。）  (2) 上記以外の地域  イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり271円以上のも のについてはその評価額を271 円とみなして右の倍率を適用する 。）  ロ 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
			40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
			40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		
			30	1.1	純 8.3	純 13	純 6.4	純 5.0		
		3 鬼の泉水								
		(1) 東武百貨店分譲地、 軽井沢高原ビレッジ分譲地  山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり655円以上のも のについてはその評価額を655 円とみなして右の倍率を適用する 。）  (2) クレソントン  山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり271円以上のも のについてはその評価額を271 円とみなして右の倍率を適用する	40	3.8	—	—	中 3.8	中 3.8		
			40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		







市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 寿産業分譲地	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり269円以上のものについてはその評価額を269円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		(2) 大正観光分譲地	40	5.7	—	—	中 5.7	中 5.7		
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり175円以上のものについてはその評価額を175円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.7	—	—	中 5.7	中 5.7		
		(3) 上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり140円以上のものについてはその評価額を140円とみなして右の倍率を適用する。）	40	4.5	—	—	中 4.5	中 4.5		
		ロ 上記以外の地域	30	1.2	純 8.3	純 13	純 7.9	純 5.0		
		9 柏木塚								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり185円以上のものについてはその評価額を185円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.7	—	—	中 5.7	中 5.7		
		(2) 上記以外の地域	30	1.2	純 8.3	純 13	純 7.9	純 5.0		
10 板橋原										
(1) 西武不動産の管理している地域										
山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり259円以上のものについてはその評価額を259円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5				

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	。） （2）紀州鉄道分譲地  山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり272円以上のものについてはその評価額を272円とみなして右の倍率を適用する。） 。） （3）上記以外の地域  イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり215円以上のものについてはその評価額を215円とみなして右の倍率を適用する。） 。） ロ 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		40 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり272円以上のものについてはその評価額を272円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		40 イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり215円以上のものについてはその評価額を215円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		
		30 ロ 上記以外の地域	30	1.2	純 8.3	純 13	純 7.9	純 5.0		
		1 1 向林、向原  （1）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり263円以上のものについてはその評価額を263円とみなして右の倍率を適用する。）  （2）上記以外の地域	40 30	7.0 1.1	— 純 8.3	— 純 13	中 7.0 純 7.2	中 7.0 純 4.4		
		1 2 大畑  （1）大蔵屋開発分譲地（プリンスランド）  山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり370円以上のものについてはその評価額を370円とみなして右の倍率を適用する。） 。）  （2）大畑緑ヶ丘地区（青葉湖より北側及び西側の地域）	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり285円以上のものについてはその評価額を285円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		(3) 嬭恋の森								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり336円以上のものについてはその評価額を336円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	—	—	中 7.3	中 7.3		
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり264円以上のものについてはその評価額を264円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 6.4	純 5.0		
		13 当籠								
		(1) 四季リフレス分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり259円以上のものについてはその評価額を259円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		(2) 上記以外の地域								
イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり145円以上のものについてはその評価額を145円とみなして右の倍率を適用する。）	40	3.7	—	—	中 3.7	中 3.7				



市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり322円以上のものについてはその評価額を322円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.9	純 5.0		
		18 広川原								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり134円以上のものについてはその評価額を134円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.2	—	—	中 5.2	中 5.2		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.9	純 5.0		
		19 上記以外の地域								
		(1) 浅間・白根火山ルート（有料道路）沿	30	1.1	中 8.3	中 14	中 9.8	中 7.9		
		(2) 国道144号線沿	30	1.1	中 7.3	中 13	中 9.8	中 7.9		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.8	純 8.9	純 5.7	純 3.9		
		さ	西窪	農業振興地域内の農用地区域						
1 国道144号線沿					純 3.7	純 7.4				
2 上記以外の地域					純 3.5	純 7.0				
上記以外の地域										
1 国道144号線沿	30			1.1	中 5.0	中 11	中 7.9	中 7.9		
2 上記以外の地域	30			1.1	純 3.7	純 7.2	純 5.6	純 5.1		
た	田代	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、主要地方道東御・嬭恋線沿、村道田代中央線沿			—	純 9.1				
		2 上記以外の地域			—	純 8.6				
		上記以外の地域								
		1 吾妻山								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
た	田代	(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり258円以上のものについてはその評価額を258円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		(2) 上記以外の地域								
		イ 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.2	中 5.6		
		ロ 国道144号線沿、 村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.4	中 9.4		
		ハ 上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.6	純 6.2	純 5.4		
		2 上記以外の地域								
		(1) 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.2	中 5.6		
		(2) 国道144号線沿、 村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.4	中 9.4		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.6	純 6.2	純 5.4		
		ふ	袋倉	全域	30	1.1	純 2.9	純 8.9	純 5.1	純 4.5
ほ	干俣			万座温泉	40	1.1	純 5.1	純 8.9	純 5.0	純 5.6
		上記以外の地域	30	1.1	純 4.9	純 8.8	純 4.7	純 4.7		
み	三原	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、 村道三原中央線沿			純 4.5	純 12				
		2 上記以外の地域			純 4.1	純 9.3				
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿、 村道三原中央線沿	30	1.1	中 6.0	中 16	中 11	中 11		
2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.4	純 11	純 5.0	純 5.0				